

保育所・認定こども園等の保護者の皆様へ

木津川市教育部こども宝課

保育所において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

厚生労働省の方針等を踏まえて、木津川市の保育所・認定こども園・地域型保育事業所（以下「保育園等」といいます。）において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応についてお知らせします。

（子どもが感染した場合について）

- ①子どもが感染した場合には、当該保育園等を臨時休園します。なお、臨時休園の期間等については、保健所と相談の上、決定します。

（子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合について）

- ②子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、原則当該保育園等を臨時休園します。なお、臨時休園の規模及び期間については、その必要性について、個別の事案ごとに保健所と十分相談の上、慎重に決定します。

（感染者がいない保育園等も含む臨時休園について）

- ③新型コロナウイルス感染症の感染拡大を地域全体で抑えることを目的として、感染者がいない保育園等も臨時休園を行うことがあります。

（発熱等の症状がある子どもの登園回避について）

- ④感染拡大の防止のため、健康状態の確認（検温等）をお願いします。
発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは登園を控えて頂くようお願いします。

（職員における感染対策について）

- ⑤保育園等の職員が感染者等となった場合においても、上記①・②・④と同様の取扱いになりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

（基礎疾患のある子どもについて）

- ⑥基礎疾患のある子どもについては、主治医に相談の上、その指示に従ってください。なお、日々の体調の変化に注意するとともに、登園の際は、健康観察の徹底をお願いします。

◎ 臨時休園等に際し、保護者の皆様の就労等に関して、真に施設の利用が必要になる場合等、家庭での保育に関してお困りごとがありましたら、市こども宝課までご相談ください。

◎ 臨時休園等を行う場合、保護者の皆様には迅速な周知・お知らせに努めますが、臨時休園の決定は、急なご案内になることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。